

平成26年度豊山町国民保護協議会 会議録

1 開催日時 平成27年1月21日(水) 午前10時～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3、4

3 出席者

(1) 豊山町国民保護協議会委員

会 長	豊山町長	鈴木幸育
委 員	東海農政局企画調整室長	山田広明 (代理)
	陸上自衛隊第35普通科連隊第3中隊長	永門政巳
	西枇杷島警察署長	本田俊彦 (代理)
	愛知県尾張県民事務所長	浅田孝男
	愛知県尾張建設事務所長	広浜全洋 (欠席)
	豊山町副町長	坪井豊治
	豊山町教育長	西川 徹
	西春日井広域事務組合消防本部消防長	田上 稔
	中部電力株式会社北営業所長	犬飼久徳
	東邦ガス株式会社北営業所長	伊藤達広 (代理)
	西日本電信電話株式会社名古屋支店	
	尾張フィールドサービスセンタ長	郷 利彦
	豊山町赤十字奉仕団委員長	安藤律子
	北名古屋水道企業団事務局長	小出洋治

(2) 事務局

総務部長	安藤光男
総務課長	小川徹也
総務課長補佐	牛田彰和
総務課総務・防災係長	林 真吾
総務課総務・防災係防災官	中野裕二
総務課総務・防災係主事	熊沢真吾

4 議題

(1) 豊山町国民保護計画の変更について

(2) その他

## 5 会議資料

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・豊山町国民保護計画変更の概要
- ・豊山町国民保護計画新旧対照表

## 6 議事内容

課 長：ただいまから「平成26年度豊山町国民保護協議会」を始めます。私は、本日の司会を務めます、総務課長の小川でございます。よろしく願いいたします。  
はじめに、本協議会の会長であります町長からご挨拶を申し上げます。

会 長：本日はお忙しい中、豊山町国民保護協議会にご参集賜り誠にありがとうございます。

日頃は、町行政各般にわたり格別のご理解・ご協力を賜りこの場を借りまして厚くお礼申しあげます。

昨年度は広島の土石流や御嶽山の噴火等がありました。また、イスラム国が日本人2名を人質にしました。日本も標的にされたと感じております。

また、17日には阪神淡路大震災から20年が経過しております。なんとか平成27年は穏やかに過ごしていきたいと思っております。

国民保護法は、平成13年に発生したアメリカ同時多発テロを契機に、新たな危険に備えるため、国家の緊急事態に対処する態勢の整備を目的として平成16年9月に施行されました。この法律は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び経済に与える影響を最小とするため、国、都道府県及び市町村等の具体的な役割分担、国民保護の実施体制について定めています。

昨年9月には、北朝鮮が短距離ミサイルを発射するなど、我が国は大きな脅威にさらされています。こうした武力攻撃に対応するため、町は、Jアラート及び防災メールにより迅速に町民へ情報提供を行うとともに、平時から関係機関との連携を密にし、的確に国民保護措置を実施することが重要であると考えております。

本日は、本町国民保護計画に関し、法改正や国の組織見直しによる計画の修正についてご協議をお願いするものです。

委員皆様の活発なるご意見を踏まえ、今後の国民保護業務に反映していきたいと存じますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げ会長のあいさつといたします。

課 長：議題に入る前に資料のご確認をお願いします。

各委員の委嘱状が1枚、本日の協議会次第が1枚、委員名簿が1枚、配席図が1枚、案内文に同封しました「豊山町国民保護計画新旧対照表」は、修正がありましたので「新しい新旧対照表」を配布しております。また、持参していただきました「豊山町国民保護計画」「豊山町国民保護計画変更の概要」資料も含めまして不足等がございましたら、お申し出ください。

それでは、議事に入ります。

議事の運営につきましては、慣例により会長が行うこととなっておりますので、以後の進行を会長にお願い致します。

会 長：それでは、ただいまから議題に入ります。

「(1) 豊山町国民保護計画の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局：【豊山町国民保護計画新旧対照表を基に改正内容を説明】

会 長：「(1) 豊山町国民保護計画の変更」について事務局から説明がありました。本件についてご質問、ご意見がある方は、挙手願います。

委 員：31ページの修正では、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」としており、32ページでは「災害時要援護者」を修正ではなく削除しています。全体的には「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に修正しているように見受けられますので、理由を教えてください。また、45ページや84ページでは「災害時要援護者」を「要配慮者」に改正しています。この違いについてもお願いします。

事務局：「災害時要援護者」の名称の変更について説明させていただきます。災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」は「要配慮者」に変更され、要配慮者の中で、避難の際に特に支援を必要とする者は「避難行動要支援者」とされました。

今回の計画変更におきましては、各項目の記述内容に合わせ、文言の修正を行いました。

32ページに記載された「高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮」につきましては、文中の「災害時要援護者」を「要配慮者」に修正した場合、末尾の「配慮」と言葉が重複するため、今回の改正内容としております。

委 員：要配慮者について32ページでは「高齢者、障害者等」とされており、45ページでは、「高齢者・障害者・外国人等」とされており、どちらも等に含まれると

思われますが、ここの統一性はいかがでしょうか。

事務局：言葉の認識については同じ認識であります。愛知県等と調整し言葉の統一をさせていただきます。

会長：それではこの件につきましては、愛知県と調整して参ります。

そのほかはございませんでしょうか。ご質問もございませんので、それでは本件については原案のとおり行っていきたくと思います。なお、指摘のありましたことについては、県と調整し部分的に改正があれば、皆様にお示しさせていただきます。それではこの改正についてはよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長：ありがとうございます。それでは本件については、原案のとおり進めてまいります。

それでは、「(2) その他」に入ります。

委員の方で何かご発言がありましたら、挙手願います。

【発言なし】

会長：発言はないようですので、本日の議題をすべて終わらせて頂きます。

ご協力ありがとうございました。